

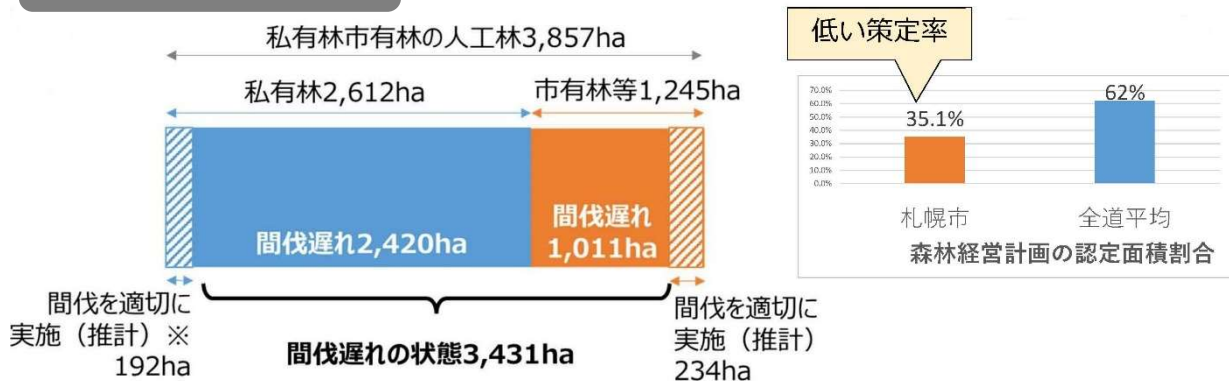
II 1 森林経営管理法と森林経営管理制度

意欲と能力のある林業経営者による 札幌市の森林整備

札幌市

- 札幌市では、私有林人工林2,612haうち森林整備が必要とされる森林は2,420ha（約3,000筆）と推測されている。
- 森林所有者の42%が1ha未満の小規模所有者であり、森林経営計画の認定面積割合も全道平均62%に対して35.1%となっている。

私有林と市有林の現況



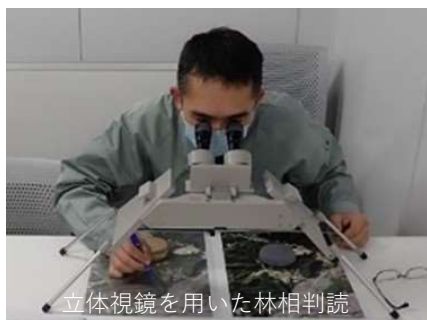
森林整備をより推進するために、継続して森林経営計画策定を進めるとともに、令和元年度よりスタートした森林経営管理制度を活用している。

札幌市の取組：

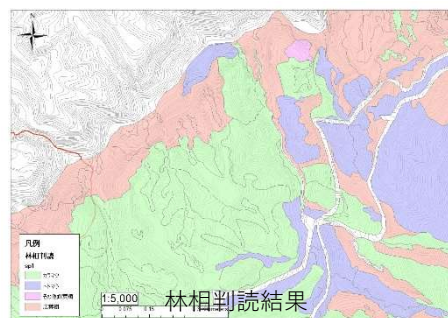
森林経営管理制度を活用した森林整備

意向調査

- 約3,000筆（※極小面積を除いた数値）を対象とし、年間約200筆（15年で1巡）
 - 実績 令和元年度 109筆、令和2年度 186筆、令和3年度 未実施
- ※事前に航空写真による林相判読を実施し、実際の森林の状況（人工林等）を把握（委託業務）



立体視鏡を用いた林相判読



林相判読結果

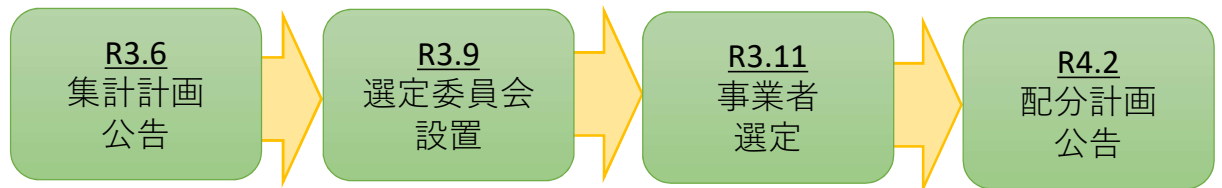
現況調査・森林所有者への説明、同意

- 意向調査で札幌市への委託希望をされた森林に対して、森林及び境界調査を実施し、境界確認書を作成（委託業務）
- 実績 令和2年度 23筆（札幌市西区小別沢）、令和3年度 未実施

※職員が所有者を戸別訪問し、境界確認書や集積計画の説明、同意を取り付ける
 ※所有者が現地立会を求めた場合は対応する

経営管理権集積計画・実施権配分計画の策定

- 経営管理権集積計画及び実施権配分計画を策定
- 実績 令和3年度 札幌市西区小別沢の5筆（18.24ha）



工夫・留意した点

- 札幌市では林業の基盤がほとんどないことから、特定の事業者ではなく多くの事業者が森林整備に参加する仕組みとした。
- 事業者選定後、今後の取組の参考に意欲と能力のある林業経営者を対象にアンケートを実施。

その他の

- 手引きの読み込み、理解に時間を要した。
- 経営計画策定が難しい場合に有効。
- 相談できる自治体があるとよい。
- 事業者選定にあたって、事業者の提案に係る負担を軽減できる制度とすることが重要。

札幌市の取組：

森林整備実施に向けた支援施策

森林整備補助事業の創設（令和3年5月）

- 経営管理実施権を設定した事業者による森林整備等の私有林の森林整備に対して、その費用を一部補助する制度
- 対象事業 間伐、間伐に伴う森林作業道整備・林業機械レンタル・森林調査
- 経営管理実施権を設定した事業者（西区小別沢）の実績
 令和3年度 森林調査
 令和4年度 森林作業道整備（予定）



【問い合わせ先】 札幌市建設局みどりの推進部みどりの管理課
 自然緑地係 / ☎011-211-2522

II 2 森林経営管理法と森林経営管理制度

市町村森林経営管理事業による森林整備

羅臼町

○羅臼町では意向調査実施後、森林所有者から経営管理を一任された。当該森林は風当たりが強い場所に位置し林業経営が厳しい条件にあることから、市町村が自ら管理する市町村森林経営管理事業により森林整備を実施する方針。



①意向調査の手順について検討



②ドローンによる現況調査



③森林所有者へ現況説明及び施業提案



④タブレットを活用した境界確認



⑤間伐施業の方針を決定



⑥森林所有者と同行し境界の確認

羅臼町の取組：

市町村森林経営管理事業計画の作成

実施方針

羅臼町では、森林経営計画の策定に必要な30haを確保することが難しく、策定の実績が無い。意向調査対象林分も3件（約5ha）しか存在しないことから、森林経営管理制度における市町村森林経営管理事業を活用する方針とした。

また、当町では林業専門職員が不在で専門知識が不足しているため、道や事業体を構成員とした羅臼町森林整備計画実行管理チームの枠組みを活用し進めた。

取組内容

- R1年：意向調査の対象森林の選定、林地台帳、登記情報との照合
 - R1年：森林の境界、現況の確認、標準地調査
 - R2年：森林所有者へ制度の趣旨説明、森林の現況確認、施業提案
 - R3年：経営管理権集積計画の策定のための境界確認、施業の方針（間伐）の決定
 - R3年：森林所有者と現地にて境界の確認
 - R4年：市町村森林経営管理事業計画の作成、事業の実施
- ※ドローン、タブレット等の機材の使用及び森林所有者への対応等は、道（振興局林務課、森林室）に支援を依頼した。

計画の内容

- 樹種：アカエゾマツ（約30年生）無間伐林分
- 保育間伐を実施（木材の販売は無し）
- 計画期間は2年間
- 河川付近のため、不必要な伐採は控え、生物多様性の保全に考慮する
- 事業予算 1,693千円（R4予算）



タブレットを活用し森林所有者へ説明

工夫・留意した点

- GPS内蔵タブレットに衛星画像・地番図のデータを転送・表示することで森林所有者との現地立会（境界確認）が円滑に進んだ。
- 計画の期間を2年間とすることで、役場の管理期間を短縮し事務の軽減を図った。

その他の

- 間伐実施まで、多くの時間と労力と要した、当町職員だけで事業を進めることは不可能、道や事業体の協力は必須。

【問い合わせ先】 羅臼町産業創成課／☎0153-87-2128

II 3 森林経営管理法と森林経営管理制度

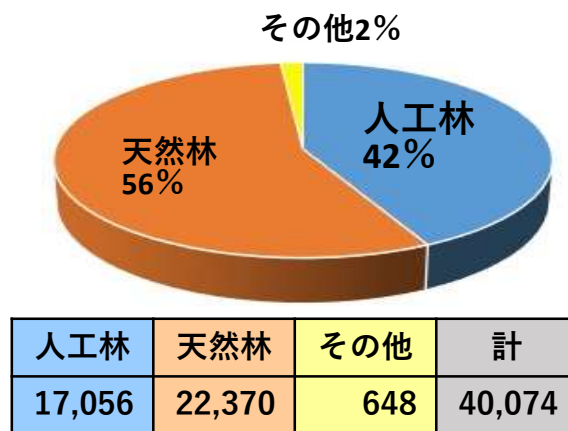
意向調査から森林経営計画へ

紋別市

○紋別市では、森林経営計画の認定率が高いことから、意向調査の結果、森林所有者から経営管理を一任された場合、計画の変更（対象森林の追加）で対応する方針

紋別市一般民有林の現況

森林経営計画認定面積
36,468ha
(認定率91%)



紋別市の取組：

森林経営管理基盤強化事業

事業内容

一般民有林の人工林を整備するために、森林経営計画を策定していない森林所有者への意向調査等の業務委託と、町単独補助事業により森林整備を進める。

事業費

○意向調査及びその他業務（委託）	4,257千円（全額譲与税）
○民有林整備への補助 ・下刈、保育間伐、枝打ち、林業専用道	5,430千円（全額譲与税）
○高性能林業機械等の導入	39,950千円（全額譲与税）

紋別市の取組：

意向調査から森林経営計画へ

スキーム

市から森林組合に地域林政アドバイザーの委託

森林組合は、委託業務の一つとして
森林経営管理制度に基づく意向確認を実施

市からは意向確認に向け林地台帳を森林組合に提供

森林組合は林地台帳等を参考に意向確認先を選定し、
計画策定に向け働きかけ

同意を得られた方の森林経営計画を策定

森林所有者への対応

- 対応者：地元森林組合（委託先）
- 実施時期：R2年10月～
- 主な内容
 - ・所有者への訪問、電話による聞き取り
 - ・計画策定への働きかけ



工夫・留意した点

- 林地台帳の情報を提供することにより、森林組合の持つ情報と合わせ効率的に意向調査の実施ができた。
- 新たに108ha森林経営計画を策定することができた。
- 紋別市独自補助金を創設し森林整備を推進。

その他の

- 意向調査から森林経営計画を策定することは、市、森林組合ともに負担も少なく効率的。
- 今後も、森林組合に委託し、意向調査から森林経営計画の策定することを継続する。

【問い合わせ先】 紋別市産業部農政林務課林業振興担当／

☎0158-24-2111（内線255）

1. 意向調査を効率的に進めるためには

意向調査を効率的に進めるため、各市町村では様々な取組を行っています。

実際に市町村で行っている代表的な事例を紹介します。

1 意向調査の準備

意向調査対象林分は、森林調査簿情報を基に未整備森林を抽出し、その所有者を調査対象とすることとしますが、準備作業として、林況情報や所有者情報が正しいかどうかの精査作業が重要です。未整備森林ではない林分について今後の施業を検討したり、誤った所有者へ調査することで、後日トラブルとなる恐れがあることから事前の精査が必要です。

【具体的な事例】

- 意向調査対象林分について、衛星画像や現地調査などにより精査
- 所有者情報について、林地台帳（登記情報）固定資産台帳等により精査

2 全体計画や優先順位の検討

意向調査を効率的に進めるためには、全区域を何年で調査するかといったおおまかな全体計画を作成したり、市町村内の地域毎の優先順位付け（※）を決定することも重要です。 ※未整備森林が集中した地域を優先森林経営計画に近接する地域を優先など

【具体的な事例】

- 対象林分の分布状況を基に全体計画、優先順位を決定
- 地籍調査実施個所を優先

3 調査方法の検討

調査は、郵送が効率的と考えられますが、回答率の向上や詳細な聞き取り、今後のスムーズな進め方のために、訪問による調査も有効です。また、地域での説明会の開催も趣旨の浸透や回答率の向上に資すると考えられます。

【具体的な事例】

- 在村所有者は訪問による聞き取り調査。不在村は郵送
- 在村所有者を優先して実施
- 在村所有者が多い地域では説明会を実施

1. 意向調査を効率的に進めるためには

4 調査の実施

調査の実施は、市町村職員実行が多いと思われませんが、森林経営計画への編入を基本とする場合は、意向調査業務から森林組合への委託が有効です。また、準備作業（林況確認、所有者情報精査）と併せて外部委託することも効率的な場合があります。

【具体的な事例】

- 森林経営計画への編入を想定し、森林組合へ調査を委託
- 準備作業、意向調査などをコンサル等へ外部委託
- 外部委託をせず、すべて職員実行

5 意向調査票の内容

意向調査票の様式について、標準的な様式にとらわれず選択肢を修正したり、また調査の目的や林分情報をわかりやすくするために資料を添付するなど、回答率の向上に有効な方法があります。また、林地分譲地など複雑な林分については、所有者情報のみを予備的に調査する方法もあります。

【具体的な事例】

- 森林経営計画への編入を進めるため「市町村への委託」の選択肢を削除や「市町村に相談」の項目を追加
- 制度の説明資料等を添付
- 衛星写真や林況写真、図面等を添付
- 所有者の確認のみの予備的調査

6 意向調査後の整理と再調査等

調査は複数年かかるもので、進捗状況を毎年整理することは重要です。回答者への対応も速やかに行うことが必要で、現地調査により施業内容を整理し、今後の対応につなげていく必要があります。また、無回答者への督促、不達者の所有者情報調査も重要です。

【具体的な事例】

- 進捗状況をGISで図示化
- 調査後に現地調査を実施し施業方法検討
- 意向調査回答者へ森林組合を斡旋。森林組合へ情報提供
- 無回答者への督促
- 不達者への追跡調査を実施
- 所有者ごと、調査実施ごとに台帳管理

令和3年度森林環境譲与税・
森林経営管理制度市町村取組事例集

編集 北海道水産林務部林務局森林計画課
北海道水産林務部森林環境局森林活用課
〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
TEL 011-204-5494（直通）
FAX 011-232-1295

発行 令和4年（2022年）8月
